

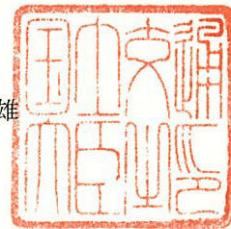


認定書



菊水化学工業株式会社
代表取締役社長 遠山 真人 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号及び同法施行令第107条第一号(柱:1時間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP060CN-0167
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
軽量セメントモルタル被覆／鋼管柱
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。